

平成 26 年度第 2 回西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会ワーキング
議事録

■日 時：平成 26 年 11 月 11 日（火）10:00～11:30

■場 所：志んぐ荘 5 階 亀の間

■出席者：別紙

■議 題：

- (1) 公開要領第 6 条の改正について
- (2) 公開要領第 11 条 2 項に基づく議事録に関する構成員の指名について
- (3) 推進計画の概要について
- (4) 第 1 回協議会での主な意見と対応について
- (5) 推進計画の修正について
- (6) 流域対策の効果について
- (7) 今後の予定について

■配付資料：

- 資料 1 推進計画の概要について
- 資料 2 第 1 回協議会での主な意見と対応について
- 資料 3-1 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画素案
- 資料 3-2 推進計画の修正について
- 資料 4 流域対策の効果について
- 資料 5 今後の予定

【参考資料】

- 参考資料 1 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会設置要綱
- 参考資料 2 西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進協議会公開要領
- 参考資料 3 第 1 回協議会 議事録

●開会

●あいさつ（光都土木事務所 企画調整担当 所長補佐）

●構成員及び出席者紹介（事務局）

●議事（進行は座長）：

- (1) 公開要領第 6 条の改正について
（参考資料 2 を用いて事務局が説明）
- (2) 公開要領第 11 条 2 項に基づく議事録に関する構成員の指名について
（参考資料 2 を用いて事務局が説明）
- (3) 推進計画の概要について
（資料 1 を用いて事務局が説明）

県民構成員

資料 1 の 2 ページ、安積地区の「浸水実績」で、平成 21 年 8 月 9 日の台風 9 号の被害状況の数字がどこから出てきたのかわからないです。大規模半壊が 1、半壊 2、床下浸水 2、このような数字ではないと思うのですが。

その上の「特徴」のところ、地区名は「安積地区」になっていますが、文章の中で「安曇地区」になっているところがあります。これは誤字ということで訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

1 ページに「総合治水の基本的な目標」とあり、「昭和 51 年 9 月の洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害の防止または農地等の浸水被害の軽減を図る」となっておりますが、その下に「平成 21 年 8 月の洪水に対しても浸水被害の軽減を図る」とあります。これを分けてされているのは何か意味があるのでしょうか。普通であれば昭和 51 年 9 月及び平成 21 年 8 月の洪水に対して「防止」となると思うのですが、下のほうは「防止」が入らないで「軽減」だけというのは意味がわからないのですが、そこには意図があるのでしょうか。

事務局

1 ページ目の「昭和 51 年 9 月の洪水と同規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害の防止または農地等の浸水被害の軽減を図ること」というところの「浸水被害の防止」という意味ですが、「防止」というのは浸水被害をなくすという意味です。ただ、平成 21 年 8 月の洪水に対しては、完全な防止にはならないということです。

国構成員

「揖保川水系河川整備計画」の対象洪水についての説明で、対象洪水としては昭和 51 年 9 月の洪水について、家屋の浸水被害の防止と農地浸水被害の軽減ということでつくっております。「防止」と「軽減」の違いなのですが、「防止」というのは浸水被害をなくすという意味でございまして、「軽減」というのはある程度、許容していただいているというような意味でとらえていただければと思います。

県民構成員

その地区は「軽減」だけで、「防止」にはならないということですか。

国構成員

今後 30 年で行う整備の計画である「河川整備計画では」ということです。それより上位の計画に「河川整備方針」がありまして、河川整備計画では段階的な整備ということになります。今回の整備計画では、平成 21 年の洪水については「軽減」ということで計画を策定しております。

事務局

2 ページ目の「浸水実績」につきましては、宍粟市からデータをいただいて記述しておりますが、改めて確認させてください。後日、修正の必要があれば修正させていただきます。

- (4) 第 1 回協議会での主な意見と対応について
(資料 2 を用いて事務局が説明)

県構成員

資料 3-1 の 40 ページですが、「※」で「国が策定した揖保川水系河川整備計画云々」とありまして、同じ 40 ページの下に黒字で同じ 3 行の文章が入っていますが、本文を仕上げるときにはこの「※」はなくすのでしょうか。

事務局

40 ページの一番下の 3 行は誤植です。一番下の 3 行を消してください。「※」を残し、赤字の修正をするということになります。

(5) 推進計画の修正について

(資料 3-1、資料 3-2 を用いて事務局が説明)

市町構成員

第 1 回協議会の回答の中にもあったと思いますが、総合治水の関係で言いますと対象外になる土砂流出の関係部分があるかと思えます。特に宍粟市の場合、浸水想定もそうなのですが、北部でございまして、備えるという意味では土砂流出あるいは地滑りもあわせて考えることが必要でありますので、資料 3-1 の 74 ページに新たに「流木・土砂流出防止対策」としてあげていただいて、この中の最後のほうに「総合治水対策と併行して、これら流木・土砂流出防止対策に取り組んでいく」と書いていただいておりますので非常にありがたいと思えます。

地域に住む人たちが自主的に自分たちで備えるという意味で、自主防災組織をつくられているところもございまして、資料 3-1 の 92 ページには自主防災組織の支援ということも書いていただいているのですが、地滑りや土砂災害も含めた取り組みの支援というような大きなくくりでの書き方ができないものか、ということを読みながら思っておりました。

宍粟市の場合、昭和 51 年の災害で大きな地滑りを起こしております。表にも被災状況が写っておりますが、福知地区という地区がございまして、そこではその災害を忘れないように、小学校の高学年の児童に、学校の教材として毎年、発表会をやっていただいております。

地域としても何とかそういうものを引き継いでいかなければいけないという機運も高まっていますので、市もそうですが、語り継ぐための支援といいますか、自分たちの地域の危ないところは自分たちが一番わかっているということを支援することも必要ではないかと思えます。

事務局

ご意見については、事務局のほうで検討させていただきたいと思えます。

座長

資料 3-1 の 92 ページの自主防災組織の話は自然災害ということで全てを含めているということだと思えます。語り継ぐための支援の話は、先ほど事務局からも回答がありましたように、また検討させていただきます。

(6) 流域対策の効果について

(資料 4 を用いて事務局が説明)

市町構成員

「貯留可能容量の推定」で田んぼダムの効果が試算されているのですが、この田んぼの一部につきましては、コンクリートで嵩上げされており、水深が 70~80cm になっておりまして、調整池の機能を果たしております。ですから、このような効果の試算をされるのは、如何かと思えます。

効果の試算ということで考えていただければ、市のほうで施工しております半田神部雨水幹線、これは上流から来る水を、ひばりヶ丘地区を通過させずに、下流の馬路川へ直接流すトンネルをつくったものでございまして、これについての浸水軽減効果が十数センチ程度あるということの試算もできております。

また、私見ではございまして、馬路川のところで直角に曲がってクランクになっておりますので、ここで水頭が損失して水が 20~30cm 程度上流へ遡上していきます。20~30cm ですが、現実にごここに在住の人から見れば、もう 20~30cm 下がれば浸水はなくなるのではないかとされます。ですから、そのあたりのところも検討して頂ければと思えます。

事務局

流域対策の効果のところですが、半田神部雨水幹線などは下水道対策になるかと思いたすので、そこの効果が出せるかどうかとかそのあたりをたつの市さんともまた調整させていただきます。また、田んぼダムにつきましても、調整させて頂きたいと思います。

市町構成員

資料4の5ページに太子町は水田面積が213万㎡ということで載っておりますが、8ページの計画区域全体では太子町の水田面積が498万㎡となっております。今回の太子町における揖保川圏域は213万㎡となっておりますので、8ページの計画区域全体も213万㎡になるかと思いたすので、そのあたりの数字の訂正をお願いしたいと思いたす。498万㎡は町全域の水田面積ではないかと思いたす。

事務局

確認して修正させていただきますと思いたす。

市町構成員

資料3-1の93ページの「計画地域の防災マップ作成状況」ですが、宍粟市の場合は揖保川流域と千種川流域の二つがありまして、156というのは揖保川流域と千種川流域を合わせた自治会数となっております。95ページの「計画地域の消防団数及び団体人数」の数字も同じことで、これは宍粟市全体の数字となっておりますので、流域ごとに分けた数字を入れるほうがいいのではないかと思いたすので、よろしくお願いたします。

事務局

確認して修正させていただきますと思いたす。

座長

基本的には揖保川流域圏の計画なので、注記がなければ揖保川流域圏ということですが。ただし、分けにくいもの等ありますので、それは注記する形で区別するように検討していきたいと思いたす。

市町構成員

先ほどから田んぼダムのお話がよく出てきているのですが、例えば「モデル施策」の中で目標面積が1,800haとなっております。基本的には圃場整備がなされたところでされているようなのですが、全体としてはどれほどの面積の圃場整備がされたうちの1,800haなのか、もしよろしければそれを教えていただきたいと思いたす。

それと、その1,800haというのは何をもって設定されたのかということですが。目標ですので、それだけやれば効果が出るという意味合いで設定されたのかどうかということですが。

田んぼダムや後の「参考資料」にもございますため池等の貯水の件でございますが、これらは市等の行政の施設ではなく、個人の資産に水をためるもので、もちろんため池等については操作も必要になり、施設の改修ということも必要になってくると思いたすが、治水上そういうものが必要だということで位置づけするならば、例えばそのあたりの財政的な支援については何か考えてあるのかということをご参考までに教えていただけたらと思いたす。

県構成員

田んぼダムの面積の関係ですが、西播磨管内は千種川流域と揖保川流域の両方がまたがっておりますが、圃場整備は約5,000haできております。そのうち、ほとんどの水田は田んぼダムをやったことだということですが。これには当然ながら農地の所有者の方々、あるいは市町の方々の協力が必要なのですが、県で考えましたのが、転作等を入れて6割米をつくらせているとすれば、5,000haの6割で3,000ha、そのうちの6割ぐらいで1,800haということ

で、平成 35 年までの約 10 年間で達成できないかと考えています。かなり大ざっぱな読みなのですが、水田につきましては堰板を 1 枚つけていただくようお願いをしたいと思います。

この 1,800ha というのは、西播磨管内の千種川流域の安室ダムの洪水調節容量と同じであり、そういう数字から 10 年間でということでもってきております。

ため池の関係ですが、所有は地元の自治会等の所有が多いです。ため池については主に県営で改修工事を行っています。あるいは市町でも一部行っていただいておりますが、ため池の改修工事において緊急放流施設という形で、農業用水の樋管の取り入れ口を大きくするなどの対応によって、例えば 1 日のうちにため池の水位を 2m 落とす、あるいはため池の水位の 2 分の 1 を 1 日で落水できるような規模にするために取水する樋管の口を大きくするといったことをやってきております。これは工事でタイプを少し大きくするぐらいなので、地元の費用負担が比較的少なくて済むことになります。

当管内ではまだできておりませんが、洪水吐の部分で切欠きをつくって、台風前にはその切欠きのところから水を落水させておくとか、本当に水が要るときはその切欠きに差し板、あるいはゲートなどを取り付けるような構造にするといった対応があらうかと思えます。県内では東播磨地域などで洪水吐の部分にゲートを取り付けて洪水調節をしているところもあります。

- 今後の予定について
(資料-5 を用いて事務局が説明)

- 閉会

別紙

西播磨東部(揖保川流域圏)総合治水推進協議会 第2回ワーキング 出席者名簿

区分	氏名	主な役職	出欠
国	難波 啓祐	国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 建設監督官	代理出席
兵庫県	黒澤 正之	西播磨県民局光都土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	出席
	大山 和弘	西播磨県民局龍野土木事務所 副所長	出席
	赤堀 邦輝	西播磨県民局光都農林振興事務所 副所長	出席
	木村 省三	西播磨県民局光都農林振興事務所 光都土地改良センター所長補佐兼農村計画課長	出席
	西山 聡志	西播磨県民局総務企画室 企画防災課 主査	代理出席
	作田 良文	中播磨県民センター姫路土木事務所 所長補佐(企画調整担当)	出席
市町	嵯峨山 孝夫	姫路市下水道局 河川整備室長	出席
	西村 宏志	姫路市市長公室 危機管理室長	欠席
	岡田 俊文	姫路市農林整備課長	代理出席
	古林 義博	たつの市産業部 農地整備課長	出席
	田中 寿長	たつの市都市建設部 参事(兼)建設課長	出席
	森川 智司	たつの市教育管理部 教育総務課長	欠席
	高田 満	たつの市下水道部 下水道課長	出席
	富井 俊則	たつの市総務部 危機管理課長	出席
	鎌田 知昭	宍粟市建設部 次長	出席
	竹添 禮一郎	宍粟市産業部 農地整備課長	出席
	清水 忠二	宍粟市まちづくり推進部 消防防災課長	出席
	橋本 徹	宍粟市教育総務課 副課長	欠席
	八幡 充治	太子町 街づくり課長	出席
	水田 茂	太子町 上下水道事業所長	欠席
	柴藤 雅雄	太子町 企画政策課長	出席
	森川 敏文	太子町 産業経済課長	出席
	首藤 武司	太子町 管理課長	欠席
県民	勢川 正澄	姫路市連合自治会 会計監査	出席
	徳永 耕造	たつの市連合自治会 会長	欠席
	田路 定廣	一宮町曲里自治会 会長	出席
	瀧口 迪範	太子町連合自治会 会長	出席
事務局	藤木 幹生	姫路土木事務所 河川砂防課	出席
	片岡 好章	光都農林振興事務所 治山課長 兼 所長補佐	出席
	児島 正樹	龍野土木事務所 管理課長	出席
	谷 章博	龍野土木事務所宍粟事業所 河川砂防担当 課長	出席
	前川 広治	総合治水課 副課長	出席
	平井 克尚	総合治水課 計画班 班長	出席
	野邊 正彦	龍野土木事務所 河川砂防課長	出席
随員	中島 みゆき	国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 調査第一係長	出席
	小西 智久	姫路市下水道局 河川整備室 主任	出席